

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市寺沢町字陸美26番地5

氏 名 有限会社 丸富
代表取締役 巳山 富生 様

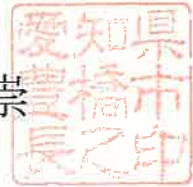
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 浅井 由 崇

許可の年月日 令和 5年 9月21日

許可の有効年月日 令和10年 9月20日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 4品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市寺沢町字陸美26番5

イ 設置年月日

平成10年2月28日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

4.0t/日(0.50t/時間)

紙くず

4.0t/日(0.50t/時間)

木くず

3.44t/日(0.43t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

3.68t/日(0.46t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成15年 9月21日 更新許可
平成20年 9月21日 更新許可
平成25年12月11日 更新許可
平成30年11月 9日 更新許可
令和 5年 9月20日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

